

全国労働安全衛生センター連絡会議

第2回総会議案書

1991年6月2日(日)午前10時~12時／神奈川県横須賀労働福祉会館会議室

全国労働安全衛生センター連絡会議
108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3F労住医連気付
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

1990年度活動報告案

全国安全センターも第2回総会を迎えることができました。昨年5月に(財政的にも)ゼロから出発、直後の7月には、結成の推進力だった田尻宗昭初代議長を転移性肝臓がんのため失うという困難な事態に直面しながらも、ここまでこれたのも地域センター会員、賛助会員の皆様や事務所を提供していただきいた労働者住民医療機関連絡会議(労住医連)等関係者のお蔭であると感謝いたします。

そういう意味では、今年度はともかく全国安全センターを結成・維持させることができたということ自体が、まず第一の成果であると言えます。そして、①第1回労働安全衛生学校を開催し、自主対応型の労働安全衛生活動の重要性・必要性を広めたこと、②各地でのアスベストによる健康被害の実態を紹介し、アスベスト規制法制定をめざす運動の一翼を担ってきたこと、③「外国人労働者の労災白書」の発表が社会的に大きく取り上げられ、全国安全センターの名前が知られたこと(ただし、取り組みとしては、事務局を中心としたものであり、全国ネットワークの良さを生かした取り組みはこれからです)、④「安全センター情報」を毎月発行し、一定の評価を受けていること、などは、初年度としてはまずまずの成果ではなかったかと考えます。しかし一方で、組織体制的な面や財政的な面での弱さは否定できず、本年度、本格的な活動を始動させると同時に、組織・財政面の整備を急いで、自立した組織体制を整える必要があります。

1 地域センター

① 新たな地域センターの結成

今年度、新たに4つの地域センターが設立されました。新たに設立されたのは、福島県労働安全衛生センター(90年6月28日設立)、広島労働安全衛生センター(90年6月29日正式設立)、小名浜地区労働安全衛生センター(90年7月30日設立)、尼崎労働者安全衛生センター(90年9月27日設立)、です。

② 全国安全センターへの参加・協力の促進

全国安全センターは、設立時15の地域センターが参加して発足しましたが、その後、尼崎労働者安全衛生センターと関西労災職業病研究会が参加し、現在17地域センターになっています。清水地区安全センターのゴルフ場での振動病労災認定への協力と静岡県安全センターが各地区安全センターと共に静岡県中部、東部で開催した安全担当者学習会への講師を派遣したり、全国安全センター主催の第1回労働安全衛生学校に岡山地区労安全衛生センター準備会の代表が参加するなど、参加に至っていない地域センターとも交流・情報交換に努めています。

また、地域センターと協力関係をもつ医療機関の設立でも、熊本・秋津レークタウンクリニック(90年4月1日)、東京・ひらの亀戸ひまわり診療所(90年6月20日)がオープンしています。地域センター活動の強化、地域センターが存在しない地域での地域センター作りのためにも、働く者の立場に立った医療機関の建設は重要です。そのような医療機関の建設と医療関係者のネットワーク作りを進めている労住医連との協力・連携がますます重要になっています。

③ 地域センターの相互連携・交流

2 全国安全センター第2回総会議案

これまで、高知県労働安全衛生センター、愛媛労災職業病対策会議が協力して徳島県(池田町など)での労災職業病掘り起こしなど、地域センターの相互連携した取り組みが行われてきましたが、全国安全センターの設立はそのような動きを促進する契機となりました。首都圏では、東京東部、三多摩、神奈川の3労災職業病センターで東京労災職業病センター連絡会議が発足し、東京南部労災職業病講座の開催(91年3~4月)、3センター・スタッフが参加してILO「安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル」を使ったトレーニングコースの体験合宿、等を行っています。九州でも、大分県勤労者安全衛生センター、熊本県労働安全衛生センター、旧松尾鉱山被害者の会が協力して、アスベスト被害の掘り起こしに着手。北海道では、北海道労災職業病研究センターの事務局を札幌緑愛病院が担当することとなり、北海道での安全センター確立に向かた模索が始まっています。個別課題での取り組みだけでなく、地域センター活動の交流を促進するためにも、このような言わばブロック単位での取り組みが有効と思われます。

2 制度・政策

① 労基研「中間報告」と労災保険法改正

全国安全センター設立の契機ともなった労働基準法研究会(災害補償関係)の中間報告に基づく労災補償制度の抜本改悪の動きはいったん断念させることができました。しかし、故田尻議長の最後の仕事となった、労災保険財政の不法・不当な使途の追及は不徹底に終わっています。財団法人労災年金福祉協会の天下り幹部のトンネル会社を使った「裏金」作りの実態が暴露されたことにより、労働省の外郭団体への行政監察が行われたはずで、いずれ発表されるこの結果にも注目しながら、制度改善の取り組みと合わせて取り組んでいく必要があります。

中間報告に沿った法改悪を断念したことにより、今時労災保険法改正は、①年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善、②長期療養者の休業(補償)給付への年齢階層別最低・最高限度額の導入、③農業従事者の特別加入制度の拡大、の諸点にとどまりました。①のうち年金・一時金については90年8月1日から、②のうち休業(補償)給付についてと③については90年10月1日から、③については91年4月1日からと、三次に分けて各々施行されています。また、労災保険審議会の建議にもらられた内容で法改正によらない事項についても、労災就学等援護費の増額、遺族補償年金の受給資格認定要件の見直し、単身赴任者の土帰・月来行為、新規赴任時の災害補償の取り扱いの見直し、等についてすでに実施されています。全国安全センターでは、「法改正がされてしまったら運動はおしまい」、ではなく、これらの実施通達の内容を紹介し、現場でどのような運用が行われていくかも含め、監視とフォローを行っています。

② 振動病・労災打ち切り問題

振動病の労災打ち切り問題については、国会での労働省追及で、「局医協議会と主治医の意見の一一致の原則」「経過観察制度の必要性」「不当な打ち切り事例の見直し」と、私たちの主張を一定認めさせることができたのは成果です。前者の二点については、「振動障害に係る保険給付の適正化」通達の見直し(90年10月29日付け基発第664号通達による)にもられ、新通達の現場での実施について各地での取り組みが開始されています。しかし、主治医意見の真の尊重と局医(労災医員)制度のあり方(廃止を含め)、振動病等の療養が長期にわたる職業性疾病の補償のあり方、等の問題が抜本的に解決されたわけではありません。労住医連に振動病研究会が設置され、

医学的立場からの研究も開始されており、森林労連・全山労や労住医連と連携しながら、制度改善をにらんだ取り組みが必要になっています。

③ アスベスト規制法の制定をめざす取り組み

アスベスト規制法の制定をめざす取り組みは、規制法案の次期臨時国会上程を展望するところまで来ました(野党共同提案で上程することを追及中です)。法案自体は、石綿製品の製造・使用・輸入の禁止に絞り、建築物等の解体、廃棄など既存石綿製品に対する規制や安全衛生・環境汚染防止対策の強化は等の課題が残されますが、私たちとしては、アスベストだけでなく総合有害物対策基本法等の実現を展望する突破口と位置付けるべきでしょう。いずれにしろ、規制法案の制定実現のために奮闘します。

この間、90年11月27日の「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」(東京・社会文化会館、600名参加)、91年3月22日の「アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム」(東京・中央大学駿河台記念館、150名参加)や署名活動(62万余名分集約)等に参加したほか、石綿対策全国連の運営委員に事務局長を派遣しています。

3 情報・出版

① 「安全センター情報」の発行

全国安全センターの機関紙として「安全センター情報」を月刊で発行、一定の評価を得ています。場当たり的な編集体制を改め、昨年末から3か月に一度編集会議を開き長期的な編集方針の確立と作業負担の分散を図っていますが、この編集体制の確立と購読会員制度の導入も含めた読者の拡大を図ることが当面の課題です。

② パソコンネット「JOSHRC-NET」の開局(試運転)

新居浜医療生協からパソコンセット一式の提供を受け、昨年10月から、パソコンネット「JOSHRC-NET」の試運転を開始しました。昼間FAXで使用している電話回線(TEL03-5232-0183)を夜間切り替えて、原則として毎晩開局しています。まだ、ごく一部の利用者で主に「安全センター情報」の原稿の送信くらいにしか使われていませんが、大分協和病院の山本真医師から送られたじん肺合併肺がん関係の資料は「安全センター情報」増刊号として会員の皆様にも提供しました。原稿の送信だけに終わらせるには惜しい可能性を全国安全センターの活動に活用していきたいと思います。

③ 雑誌等の普及

ILC「安全、衛生、作業環境トレーニングマニュアル」や米合衆国労働省安全衛生局編「アスベストの人体への影響」等の宣伝・普及を行っていますが、各地域センターや賛助会員の皆様の御協力をお願いします。

「安全センター情報」では、「アスベストによる健康被害」を特集した90年10月号、「外国人労働者の労災白書」を全文掲載した91年3月号、「脳・心臓疾患の労災認定問題資料集」などが好評で、会員以外からの購入希望がかなりありました。

全国安全センターを紹介するパンフレット等も必要になっています。

4 全国安全センター第2回総会議案

4 教育・研究

① 第1回労働安全衛生学校の開催

90年11月23～24日、兵庫県芦屋の生コン技術研修センターにおいて、全国安全センター主催の「第1回労働安全衛生学校」を開催しました。最初の独自企画というべきものでしたが、さいわい好評を得、今後も毎年開校していきます。

今回の最大の特徴は、ILOトレーニングマニュアルとそれを活用した自主対応型の労働安全衛生活動(講座)を本格的に紹介し、同時に、学校の運営自体に、グループワーク、トレーニング、ビジュアルな機材の活用等の視点を取り入れたことです。各地域・職場で同様の試みが行われるための契機となることが期待されますが、徐々にですが、実践に移す地域センター等が出てきはじめています。

② 自治体労働安全衛生研究会講座への地域センターの協力

自主対応型の労働安全衛生講座の普及に先鞭を付けたのが自治体労働安全衛生研究会であり、88年に最初の講座を開いて以来、毎年開校、昨年からは年2回開校が定着しそうです。「職場改善トレーニング」「改善事例のスライド集」などの教材作りも、全国安全センターとしても手本にしていきたいと考えています。90年6月の第3回(東京)、同年10月の第4回(大阪)とも開催地の地域センターが協力しており、今年度は5月に第6回(北海道)、10月に第7回(神奈川)が計画されています。協力した地域センターのスタッフがまた刺激を受けて自分たちで取り組むという好循環が生まれることが期待されます。

5 相談・個別課題

① 全国センター・各地域センターの相談活動

全国安全センターの事務局を通じて各地域センターの経験の交流や調査が進められるようになっており、課題ごとの事例収集の強化、各センターの地域相談活動等の総括、相談マニュアルの作成などに取り組んでいきたいと思います。病院ケースワーカーの全国組織を通じてのリーフレット配布、コミュニティユニオン全国ネットワークへの労災相談のアンケート調査(集約は不十分に終わっていました)など、相談活動のネットワークの拡大にも着手しました。

前項の学習・教育活動での講師(派遣)の相談なども合わせ、会員の皆様に全国安全センターを活用していただくことを期待します。

② アスベストによる健康被害

アスベストによる肺がん・悪性中皮腫の労災認定件数は、89年に19件と、それ以前の10件前後から増大の兆しをみせているようですが、日本におけるアスベストの消費量からみても、この数字が全く氷山の一角に過ぎないことは明白です。「安全センター情報」90年10月号で、各地の被害と労災認定状況を紹介したことは、運動体の側からアスベストによる健康被害をはじめてまとめて報告したものとして注目されました。被害者の救済だけでなく、アスベスト規制法の制定促進のためにも、被害の掘り起こしが重要であり、それはまさに私たちの仕事だと思います。今総会後には、全国一斉の「アスベスト・職業がん110番」を実施します。

③ 過労死(脳・心臓疾患)

脳・心臓疾患の認定基準は改正されたもの、現実の救済枠の拡大は微々たるものにとどまっています。昨年春、「裏認定マニュアル」の存在が問題になり、労働省は否定しましたが、認定の抑制一縛付けが行われていることはまず間違ひありません。全国安全センターとしては、「安全センター情報」で、「裏認定マニュアル」問題、柴田出稼ぎ脳卒中労災裁判の大坂高裁判決(90年9月19日)や大分での審査官が医証の結論部分を参与に秘匿した問題などを紹介してきたほか、増刊号として「脳・心臓疾患労災認定問題資料集」を作成しました。各地域センターや賛助会員になつていただいている弁護士等が担当している事例も多くあり、事例の収集・分析も課題です。

具体的な事例についての業務外決定が相次ぎ、舞台は審査請求段階へ移っていますが、ここでは振動病の労災打ち切り問題と同様、局医(労災医員)の役割が浮き彫りになってくる(労基署段階で公開されてこなかった局医意見が明らかになるという意味で)ことが予想されます。それを持っているのではなく、こちら側から積極的に局医を問題にしていくことも重要です。突破口を切り開き、認定基準の見直しを迫っていく必要があります。

④ じん肺

じん肺合併肺がんの労災裁判で、松山地裁判決(90年1月25日、労働省は控訴せずに確定)に続き、大分地裁でも勝訴判決が出ましたが(91年3月19日)、労働省は控訴しました。管理区分4(相当)のじん肺に併発した肺がんしか補償しないとした認定基準を変えるつもりはないという意志の表明もあります。各地域センターが取り組むじん肺裁判だけでも、広島地裁・庄原じん肺(死亡)裁判—90.10.4結審、横浜地裁横須賀支部・横須賀石綿じん肺裁判—証人調べ始まる、水戸地裁・北茨城じん肺裁判—平野医師証言終了、等があります。最高裁段階を迎えている長崎じん肺裁判の行方が焦点となっており、90年11月には「なくせじん肺全国キャラバン」も取り組まれました。

管理区分決定(切り下げる問題を含む)とじん肺診査医、肺がん以外でも他の余病による死亡の労災認定問題、合併症の打ち切り問題、等々じん肺を取り巻く課題が山積みの状況です。認定患者数の多さで振動病と並ぶじん肺患者に対する労働省の縛付けが強まってくることが予想される中で、攻撃を待っているのではなく、患者の掘り起こしと同時に、こちら側から積極的に問題提起・提言を行っていくべきだと考えます。

⑤ 外国人労働者

全国安全センター事務局が中心となって、首都圏の外国人労働者支援団体と共にまとめた「外国人労働者の労災白書」は91年3月11日に発表され、大きな反響を呼びました。問い合わせや取材が相次ぎ、全国安全センターの名前も一定広まりました。具体的な事例の相談については、経験を蓄積すると共に、外国人労働者問題に取り組む市民団体、弁護士、医師等のグループとの連携・協力を進めていくべきでしょう。

白書が提言した内容に基づき労働省交渉も行われ、国会でも取り上げられましたが、入管当局への通報問題、研修生、労災防止のための労基法・労働安全衛生法等の積極活用など、労働省があまりに消極的・後向きであるため、今後も追及していく必要があります。行政過程への民間団体の関与・参加の促進や部内限通達等の情報公開の問題などは、外国人労働者問題に限ったことではなく、労働省に迫っていくべき課題です。

⑥ 出稼ぎ者

90年7月29日に秋田市で、秋田医療問題研究会主催、労住医連後援の「職業病・環境問題と出稼者の健康問題を考えるシンポジウム」が開催されました。出稼送り出し側の秋田と出稼先を結ぶ「出稼者医療ネットワーク」の形成も進められてきています。全国安全センターとしても、全国出稼組合連合会や労住医連の取り組みに協力していきます。

⑦ 鍼灸裁判

90年12月27日に、鍼灸裁判での全国初の判決が東京地裁で出され、三和銀行中出裁判が勝訴しました(被告国側が控訴)。375通達を実質的に否定しただけでなく、症状固定=治ゆ認定による労災打ち切りの問題に共通する積極的な論点を打ち出しており、大いに活用すべき内容になっています。鍼灸裁判では、横浜地裁・神奈川リハビリ労組松橋・近石裁判、大阪地裁・鈴木裁判(結審も間近となっています)が闘われており、引き続き勝訴判決を勝ち取って、労災保険による鍼灸治療に不当な期間制限を持ち込んだ375通達を撤廃に追い込みましょう。

⑧ 指曲がり症

自治労が200名を超える集団申請を行っている給食調理職員の指曲がり症公務災害認定申請には、各地の地域センターが協力しています。基金側は、中央労働災害防止協会に委託した調査を待つとの姿勢で決定が遅れていますが、全国安全センターとしても認定獲得、職場改善の取り組みに協力していきます。

また、広島労働安全衛生センターが自動車部品工場の女性労働者の指曲がり症の労災認定に取り組んでいますが、認定民間職場での指曲がり症の掘り起こしも進めています。

⑨ ゴルフ場の健康障害

静岡県の清水労基署が、ゴルフ場での刈払い機による振動病の労災申請を2名続けて認めました(1名は、初診時の診断名である胸郭出口症候群の病名で認定)。静岡労基局は、同県内のゴルフ場全体に対して振動病検診の実施を指示しています。ゴルフ場の農薬問題が注目を集めていますが、中で働く労働者の健康被害の報告はほとんどありません。これを機にゴルフ場労働者の健康被害の掘り起こしが進めばと思います。

⑩ メンタルヘルス・精神疾患の労災認定

90年2月に、横浜市コアラ飼育員が反応性うつ病で自殺した事件について、基金横浜支部は公務上災害と認定しました。「安全センター情報」90年8月号で「精神障害・自殺の労災認定」問題を特集しましたが、現場での労働者サイドからの取り組みが全く立ち後れている課題であり、重視していきたいと考えています。

6 国際交流

90年7月に香港で労働安全衛生、労災職業病問題に取り組んでいる香港工人健康中心(HKWH C)と工業傷亡権益会(ARIAV)のメンバーが来日、2週間にわたり、東京東部・神奈川・関西の各地域センターのスタッフや労働組合と交流しました。顔と顔をつき合わせた交流ができたこ

とは、同年10月の第2回アジア地域労働安全衛生ワークショップへの日本側の意欲を高め、アジア地域との国際連帯を進めようという気運の起爆剤となりました。

90年10月に10日間の日程で香港で開催された第2回アジア地域労働安全衛生ワークショップには、10カ国の代表が参加、日本からも7名が参加しました。主催者の香港側からも継続的な交流・情報交換の必要性が訴えられましたが、全国安全センターとして、まずは日本からの情報発信を行うこととし、英文ニュースレターを発行することにしました。

7 組織・財政

① 組織

初代議長・田尻宗昭氏の急逝に伴い、90年7月22日の運営委員会で谷沿嘉瑞副議長(高知県労働安全衛生センター専務理事)が議長代行に選任されました。運営委員会は3回開催されましたが、初年度の運営委員は地域センター会員のみから選出されており、拡充して運営委員会を強化すべき段階に来ています。

事務局会議は、当初、月1回のペースでスタートし、今年からは月2回(原則として第2・第4火曜日)に開催するようにし、事務負担の分散を図るため、財政担当事務局(関西労働者安全センター・片岡明彦氏)と編集担当事務局(飯田勝泰事務局次長・東京東部労災職業病センター)を置きました。

専門家等の協力を得て、昨年末から、3か月に一度(原則として当該月の第1土曜日)、「安全センター情報」の編集会議を開催するようにしました。メンバーの拡充を含め、編集体制を確立することが課題です。英文ニュースレターについては、関西労働者安全センター・岩田賢司氏と神奈川労災職業病センター・川本浩之氏を担当事務局として編集していくことにしています。

④ 財政

初年度の収支決算書(案)は別掲のとおりですが、賛助会員は目標の200人・団体に達せず、173人・団体にとどまりました。いずれにしろ、全国安全センターをより広範な方々に支えてただくような形にしていくことが、財政基盤確立の上からも、また、全国安全センターの活動の趣旨からも望ましいことだと考えます。各地域センターも財政基盤の確立に苦労しており、大変なことですが、会員の皆様の御協力をお願いします。

1990年度収支決算書案

1) 収入の部

勘定科目	決算額	予算額	増減	備考
地域センター会員会費	1,180,000	1,000,000	180,000	地域センター会員数17
賛助会員会費	4,666,500	6,000,000	△1,333,500	賛助会員173人・団体
寄付金収入	195,000	0	195,000	
雑収入	1,784,796	0	1,784,796	
設立総会関係	(332,000)			レセプション参加費・祝儀
安全学校参加費等	(869,000)			
その他雑収入	(583,796)			資料等頒布・講師謝礼等
合 計	7,826,296	7,000,000	826,296	

2) 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	増減	備考
人件費	2,825,696	4,000,000	△1,174,304	
事務局長	(2,194,140)			
事務員	(631,556)			兼務(労住医連から150)
活動費(含旅費交通費)	1,103,082	800,000	303,082	
安全学校運営費	(729,594)			
その他活動費	(373,488)			事務局長出張旅費宿泊費
機関紙等印刷費	975,836	600,000	375,836	
機関紙印刷費	(728,850)			90年6/7月号～91年1月号
その他印刷費	(246,986)			
通信運搬費	546,530	500,000	46,530	
電話・FAX代	(138,064)			
郵送料等	(408,466)			
什器備品費	778,345	300,000	478,345	設立時31.4、ハリコ41等
図書資料費	225,340	200,000	25,340	
消耗品費	241,176	200,000	41,176	事務用品11.7、ハリコ8.9
会議費	444,042	200,000	244,042	
設立総会	(331,200)			
その他会議費	(112,842)			レセプション経費含む
光熱水料費	0	100,000	△100,000	労住医連が負担
雑 費	227,312	100,000		諸会費集会分担8.8等
小 計	7,367,359	7,000,000	367,359	
次期繰越金	458,937			
合 計	7,826,296			

1991年度活動方針案

設立から2年目の今年度が、本格的な活動を始動する年です。わが国の労災職業病・労働安全衛生活動を語る上で全国安全センターの活動は欠かせないと評価されるような活動に、全国ネットワークを生かしたかたちで取り組みたいと思います。また、財政面では、できるだけ多くの方々に全国安全センターを支えていただき、組織面でも、運営委員にも地域センタースタッフ以外のメンバーも拡充して、自立した組織体制を整える基礎固めの年になります。

そこで、今年度は、とくに下記の点を重点課題とします。

重点課題／① 自主対応型の労働安全衛生活動(講座)の実践・普及

自治労が先鞭をつけた自主対応型の労働安全衛生講座を、民間職場(金属機械、全港湾等で企画が始まっています)や各地域に広げていきます。

まずは、ILOの「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」の普及と各地域で実際にやってみることが重要です。全国安全センターと各地域センターは、言わば「伝導者」として、実践の経験を蓄積し、その中からより日本の実情と産業・職種に適合した手法や教材を開発していく役割を果たすべきでしょう。

「安全センター情報」では、実践事例の紹介とILOトレーニングマニュアルの補助教材的な記事を連載で掲載し、集中的なキャンペーンを行っていきます。各地域・職場での経験を全国安全センター事務局に集中するようにしてください。

② 労災補償制度改悪阻止の闘いの継続と制度改善に向けた取り組み

労働基準法研究会中間報告断念後の制度見直し作業が再開されると思われます。中間報告の蒸し返し等の改悪作業を許さないのはもちろんのこと、積極的に制度改善を働きかけ、また、そのための研究を推進します。

具体的には、関係団体等と協力して、認定基準、治ゆ・症状固定、障害認定のあり方等の抜本見直しへの作業を開始していきたいと考えます。当面の課題としては、振動病の経過観察期間導入通達の積極面を活用するような各地域での取り組みが重要です。

全国安全センターとしては、労災補償制度問題研究会の提言や学会での議論(昨年労働法学会、社会保障法学会で労災補償法制の問題が取り上げられています)、また、被災者組織の提起(労災脊損会が89年9月に発表した要望書やじん肺患者同盟で進められている労災保険法令改正要綱作成作業)などを踏まえた学習・研究を進めていきます。

③ アスベスト健康被害110番の実施と規制法制定の推進

第2回総会後に、全国一斉に「アスベスト健康被害110番」を実施します。一回の「110番」だけでは被害の全貌を明らかにすることは不可能ですが、全国ネットワークを生かした初の取り組みとして、アスベストによる健康被害の危険性について社会的な注目を呼び起こしたいと考えています。また、各地域でターゲットを絞って具体的な被害の掘り起こし作業を開始する契機になればと思います。

石綿対策全国連絡会議、アスベスト規制法制定をめざす会の活動に協力し、アスベス

ト規制法案の成立をめざします。

④ じん肺プロジェクトの発足

じん肺をめぐる諸問題について検討を進めるため、じん肺プロジェクトを発足させます。労働者住民医療機関連絡会議の協力を得て医学的研究を進めるとともに、各地域センターの取り組みの連携、認定基準等制度の改善を含めた積極的な取り組みを進めています。

⑤ 「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成

各地域センタースタッフや実務家の役に立つような「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」を作成します。今年度から作業を開始し、来年度中くらいを目途に完成させたいと考えています。

⑥ アジア等への情報発信(ニュースレター発行)と相互交流の促進

昨年10月に香港で行われた「第2回アジア地域労働安全衛生ワークショップ」で芽生えたアジア地域との連帯の輪を継続・発展させていくための第一歩として、英文ニュースレターを発行します。紙名は「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」とし、第1号を4月に発行、年4回の発行をめざします。

また、可能な限り各国を訪れるなどとして、顔と顔をつき合わせた交流・連帯を積極的に促進します。

⑦ 地域センターの拡大、加盟促進と地域での相互交流・連携の促進

地域センター会員の拡大を促進します。そのためにも、新たな地域センターの設立の援助や労住医連と協力して働く者の立場に立った医療機関の設立に協力していきます。

また、地域センター活動の発展・強化のため、とくに、関東・東日本、関西・西日本、四国、九州等のブロックごとの地域センターの相互交流・連携を促進していきます。

⑧ 賛助会員の大幅拡大

会費規定を改正し(1口1万円でも入会可能に一可能な限り3口以上をお願いしつつします)、全国安全センターをより広範な方々に支えてもらう体制にし、また、それによって財政基盤を確立します。

賛助会員を(⑨の購読会員と合わせて)400人・団体にすることを目標とします。

⑨ 「安全センター情報」の編集体制の確立と内容の充実

昨年末に発足させた編集会議の拡充と年4回開催体制を確立し、「安全センター情報」の内容を充実させていきます。

また、新たに購読会員制度を設け、「安全センター情報」の普及・拡大に努めます。

1 地域センター【重点課題⑦】

- ① 新たな地域センター設立に向けた援助、働きかけ
- ② 全国安全センターへの加盟促進
- ③ 地域ブロックごとの交流、連携の促進

2 制度・政策

- ① 労災補償制度改悪阻止の闘いの継続と制度改善に向けた取り組み【重点課題②】
- ② アスベスト規制法の制定実現をめざす【重点課題③】
- ③ その他

3 情報・出版

- ① 「安全センター情報」の発行【重点課題⑨】
- ② パソコンネット「JOSHRC-NET」の充実
　　昨年試運転を開始したパソコンネット「JOSHRC-NET」を本格的に稼働させます。具体的には、年度内に、BOARD等を整備し、IDの発行を開始したいと思います。
- ③ 「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成【重点課題⑤】
- ④ ILOトレーニングマニュアルの普及【重点課題①】
- ⑤ その他の雑誌等の普及・発行

4 教育・研究

- ① 第2回労働安全衛生学校の開催
　　第2回労働安全衛生学校を、10月か11月に***で開催します。
- ② 学習会・研究会の開催【重点課題②】
- ③ 労働衛生研究会の再開
　　労働安全衛生関係の外国語文献を検討・抄録を作成し、VDT労働、消防労働、顕微鏡・精密労働のチェックポイント作り等を行ってきた労働衛生研究会を、神奈川労災職業病センターの協力を得て再開、その活動に協力し、成果を「安全センター情報」の紙面等に反映させていきます。
- ④ 講師の派遣、各地域センター等の行う講座等への協力
- ⑤ 各方面の研究者との連携強化
- ⑥ 調査活動(【重点課題④】関係を含む)

5 相談・個別課題

- ① 全国センター・地域センターの相談活動
- ② 振動病
- ③ アスベストによる健康被害【重点課題③】
- ④ じん肺【重点課題④】
- ⑤ 過労死(脳・心臓疾患)
- ⑥ 外国人労働者
- ⑦ 出稼ぎ者

- ⑧ 鍼灸裁判
- ⑨ 指曲がり症
- ⑩ メンタルヘルス・精神疾患
- ⑪ 派遣労働者
- ⑫ その他

6 国際交流【重点課題⑥】

1991年度収支予算書案

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	備考
地域センター会員会費	1,300,000	1,180,000	120,000	増額+2団体以上拡大
賛助会員会費 購読会員会費	7,200,000	4,666,500	2,533,500	賛助会員・購読会員合わせて400人・団体を目標
寄付金収入	300,000	195,000	105,000	
安全学校参加費等	900,000	869,000	31,000	
資料等頒布収入	500,000	0	500,000	ILOトレーニングマニュアル等
雑収入	200,000	915,796	△715,796	
その他雑収入	(200,000)	(583,796)		資料等頒布・講師謝礼等
設立総会関係	(0)	(332,000)		
前期繰越金	458,937	0	458,937	
合計	10,858,937	7,826,296	3,032,641	

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	備考
人件費	4,000,000	2,825,696	1,174,304	事務局長分+α
活動費(含旅費交通費)	700,000	373,488	326,512	出張旅費宿泊費等
安全学校運営費	1,000,000	729,594	270,406	
機関紙等印刷費	1,500,000	975,836	524,164	
通信運搬費	700,000	546,530	153,470	
什器備品費	300,000	778,345	△478,345	
図書資料費	300,000	225,340	74,660	
消耗品費	300,000	241,176	58,824	
会議費	400,000	444,042	△44,042	
頒布用資料費	800,000	0	800,000	
雑費	300,000	227,312	72,688	
予備費	558,937	(458,937)	(100,000)	
合計	10,858,937	7,826,296	3,032,641	

会費規定改正案

規約第7条の規定に基づく、会費規定の第1条及び第2条を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
第1条 地域センター会員の会費は、年額1口 1万円で3口以上とする。	第1条 地域センター会員の会費は、年額1口 1万円で1口以上とする。
第2条 賛助会員の会費は、年額3万円とする。	第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で 1口以上とする。

*ただし、可能な限り、3口以上でお願いします。

購読会費規定案

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおり
とする。

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

1991年度役員体制案

議 長
副 議 長
運 営 委 員
事 務 局 長
事 務 局 次 長
顧 問

*当日提案します。